

議案第3号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年南風原村条例第52号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年1月27日提出

南風原町長 城間俊安

（提案理由）

国の人事院勧告、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律及び県内市町村の状況を踏まえ、改正する必要があるので提案する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年南風原村条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。